

平成 24 年 4 月 9 日

各位

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
(コード番号 : 8309 東大名)

第三者委員会の設置について

本年 3 月 21 日に、当社の子会社である中央三井アセット信託銀行株式会社(当時)に関し、証券取引等監視委員会から、「中央三井アセット信託銀行株式会社(当時)が運用するファンドにおける平成 22 年 7 月の株式売買につき、金融商品取引法違反(インサイダー取引規制違反)の事実(以下、「本件事案」)が認められた」として、内閣総理大臣および金融庁長官に対し、同社に課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨が公表されております。

当社では、すでに、社外有識者を含む社内の特別調査委員会(以下、「特別調査委員会」)を設置し、本件事案の全貌を調査するとともに、再発防止策の評価・検証を進めているところですが、特別調査委員会の調査の範囲、手法やプロセスなどの適切性等を更に評価・確認頂くため、外部の専門家から構成される独立した第三者委員会を下記のとおり設置いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 第三者委員会の目的

- (1) 特別調査委員会の行う調査・検証の範囲、手法、プロセスなどについて、その適切性を評価・確認すること。
- (2) 特別調査委員会が行う、再発防止策の十分性の検証・評価について、その適切性を評価・確認すること。
- (3) 必要に応じ、さらなる再発防止策を提言すること。

2. 第三者委員会の構成(敬称略、順不同)

委員長 濱田 邦夫 弁護士(元最高裁判所判事)
委員 伊藤 鉄男 弁護士(元最高検察庁次長検事)
委員 岸田 雅雄(早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授)

3. スケジュール(予定)

- (1) 4月9日(本日) 第三者委員会設置
- (2) 5月上旬～中旬 報告書取りまとめ(公表予定)

以上